

情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六(二十一) 平二十三・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1					
	情報基盤強化設備等の名称	2					
	取得年月日	3	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	4	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
	基準取得価額 (7)× $\frac{70}{100}$	8					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	基準取得価額の合計額 (8)の合計	9	外 円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (12)－(13)－ $\left[\text{別表六(十四)「13」} \times \frac{\text{別表六(十四)「12」の内書}}{\text{別表六(十四)「12」}} \right]$	16	円
	税額控除限度額 (9)× $\frac{10}{100}$	10			繰越税額控除限度超過額 (22)の計	17	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	11			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (16)と(17)のうち少ない金額	18	
	当期税額基準額 (11)× $\frac{20}{100}$	12			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「57の②」)	19	
	当期税額控除可能額 (10)と(12)のうち少ない金額	13			当期繰越税額控除額 (18)－(19)	20	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「58の②」)	14			法人税額の特別控除額 (15)＋(20)	21	
	当期分の特別控除額 (13)－(14)	15					
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等		翌期繰越額 (22)－(23)			
	22	23		24			
平 平	・ ・	円	円				
平 平	・ ・	外	外 円				
計		(18)					
当期分		(13)		外			
合計							
情報基盤強化設備等の概要							

別表六（二十一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成22年改正法附則第77条《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧効力措置法」といいます。）第42条の11第2項又は第3項《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「基準取得価額の合計額9」の欄の外書には、平成22年旧効力措置法第42条の11第1項《情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却》に規定する情報基盤強化設備等（以下「情報基盤強化設備等」といいます。）の「差引改定取得価額7」の金額の合計額を記載します。この場合に、平成22年改正措置法令附則第27条第1項《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同

令第1条の規定による改正前の措置法令（以下「平成22年旧効力措置法令」といいます。）第27条の11第1項《適用対象投資額の規模》に規定する投資額特例法人以外の法人については、「差引改定取得価額7」の金額の合計額（平成22年4月1日前に開始し、同日以後に終了する事業年度については、当該事業年度開始の日から平成22年3月31日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の「差引改定取得価額7」の金額の合計額）は、200億円を限度とします。

4 「当期控除可能額等23」の外書には、平成22年旧効力措置法令第27条の11第5項《連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めたところで計算します。

5 「翌期繰越額24」の各欄の外書には、平成22年改正法附則第78条《法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定により読み替えて適用される措置法第42条の11《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六（二十四）の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

6 「情報基盤強化設備等の概要」には、その機械設備等が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。